

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

～ 職場で講座が受講できます ～

精神障害や発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは、「職場において同僚や上司がその方の障害特性について理解し、共に働くうえでの配慮があること」です。

労働局・ハローワークでは、従業員の方を主な対象に、精神障害や発達障害の特性等に関して正しく理解いただき、職場における応援者「精神・発達障害者しごとサポーター」となっていただくための講座を開催しています。



山形労働局
マスコットキャラクター「ヤッピー」

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座【出前講座】の概要

ハローワークから講師が事業所に出向いて開催します。

- ◆ 内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働くうえでのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆ 講座時間 : 110分程度（講義90分、質疑応答20分程度）
- ◆ 受講対象 : **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 現在、障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。



受講料
無料



しごとサポーター
ポータルサイトも
ご覧ください。



ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度ではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害・発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、障害者と共に働くことが当たり前の社会になることを後押しすることを目的としています。

お問い合わせ・お申込みは、裏面をご覧ください。



厚生労働省・山形労働局・ハローワーク

山形労働局主催

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 【出前講座】申込について

◆事業所での【出前講座】開催をご希望の場合は、以下の内容について
電話でご連絡ください。

- ① 開催希望日時（第2希望まで） ＊希望日の3週間前までにご連絡ください。
- ② 事業所名・所在地
- ③ 開催場所 ＊事業所所在地と異なる場合は、その旨をお伝えください。
- ④ ご連絡先（電話番号、ご担当者様の所属・氏名）
- ⑤ 参加予定人数

○開催希望日の3週間前までにご連絡ください。講師派遣の日程調整がつかない場合は、開催日の変更をお願いする場合があります。

○開催場所（会場）は、事業所においてご用意ください。

○参加予定者数が10人未満の場合はお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご不明な点はお問い合わせください



お問い合わせ・お申し込み先

山形労働局
職業安定部 職業対策課

電話 023 (626) 6101

〒990-8567
山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3階